

## 安全保障理事会決議 2016 (2011)

2011 年 10 月 27 日、安全保障理事会第 6640 回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011 年 2 月 26 日の 1970 (2011)、2011 年 3 月 17 日の 1973 (2011) および 2011 年 9 月 16 日の 2009 (2011) の安保理諸決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

リビアの 2011 年 10 月 23 日の暫定国民評議会の「解放宣言」に留意し、

国民和解、正義、人権の尊重および法の支配に基づくリビアの将来に期待し、

紛争後の局面に関する討議に女性および少数者コミュニティの平等な参加を含む、全ての社会的並びに民族集団の構成員の完全且つ効果的な参加を促進する重要性をくり返し表明し、

国際刑事裁判所の検察官にリビアにおける状況を付託する安保理の決定および人権並びに国際人道法の違反に責任を有する者若しくは一般住民を具体的対象とした攻撃に荷担した者が責任を問われることを確保するための協力の重要性を想起し、

リビアにおける武器の拡散および地域の平和と安全に関するその潜在的影響に懸念を表明し、またこれ以上にこの問題に迅速に対処する安保理の意図を更に表明し、

リビアにおける報復、恣意的な拘禁、違法な投獄および裁判外の処刑の継続的な報告に深刻な懸念を表明し、

脆弱な集団に属している人々のものを含む、人権および基本的自由を促進し且つ保護し、国際人道法並びに人権法を含む国際法の下でのその義務を遵守するというリビア当局に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、また暫定期間中およびその後の、以前の公務員並びに拘留者を含むリビアの全ての人々の人権に対する尊重を促し、

以下の事柄に対する決議 2009 (2011) における安保理の決定を想起し、

(a) 決議 1970 の第 9 項により課された武器禁輸の規定を、追加的な例外を規定するため修正すること。

(b) リビア国営石油公社およびズウェイティーナ石油会社に関して、決議 1970 (2011) の第 17、19、20 並びに 21 項および決議 1973 (2011) の第 19 項により課された資産凍結を終了すること、並びにリビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行、リビア投資庁およびリビア・アフリカ投資ポートフォリオに

関する決議 1970 (2011) の第 17、19、20 並びに 21 項および決議 1973 (2011) の第 19 項により課された資産凍結を修正すること。並びに、

(c) 決議 1973 (2011) の第 17 項により課された措置を停止すること。

継続的検討の下におく決議 1973 (2011) の第 6 から 12 項により課された措置を続け、また適切な場合および状況が許す場合には、これらの措置を解除すること並びにリビア当局と協議して、決議 1973 (2011) の第 4 項で加盟国に対して与えられた承認を終了する安保理の意図をまた想起し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 にもとづいて行動して、

1. リビアの民主的、平和的且つ繁栄している将来に対する期待を向上させるリビアにおける積極的な発展を歓迎する。
2. リビアの包括的な代表的暫定政府の敏速な設立を期待し、また暫定期間が、民主主義、良い統治、法の支配、国民和解およびリビアの全ての人々の人権と基本的自由に対する尊重により支持されるべきことの必要性をくり返し表明する。
3. リビア当局に対し、恣意的拘留を含む報復を自制することを強く促し、リビア当局に対し、報復、違法な投獄および裁判外の処刑を防止するため必要な全ての措置を講じることを求め、また外国国民とアフリカの移住者を含む、その全住民を保護するリビア当局の責任を強調する。
4. 加盟国に対し、国際人権法および国際人道法違反に対する刑事責任の免除を終わらせるその取組で、リビア当局と密接に協力することを促す。

## 文民の保護

5. 決議 1973 (2011) の第 4 および 5 項の規定は、リビアの現地時間 2011 年 10 月 31 日の 23 時 59 分から終了するものとするを決定する。

## 飛行禁止区域

6. 決議 1973 (2011) の第 6 から 12 項の規定は、リビアの現地時間 2011 年 10 月 31 日の 23 時 59 分から終了するものとするをまた決定する。
7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。